

第6期鎌倉市市民活動センター
指定管理者選定委員会審査報告書

令和6年（2024年）10月

【目次】

1. 経緯.....	1
2. 応募団体.....	1
3. 選定委員会委員.....	1
4. 選定の経過.....	2
5. 鎌倉市市民活動センターの指定管理者候補者の選定について.....	2
6. 提案書類及び提案説明の審査結果.....	2

1. 経緯

鎌倉市市民活動センター（鎌倉・大船）は、市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため平成10年（1998 年）5月に設置されました。

設置当初、同センターは公の施設として、地方自治法の規定により特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議が委託管理していましたが、平成18年（2006 年）以降、指定管理者制度が導入され、平成18年（2006 年）4月から5年間の第1期、平成23年（2011 年）4月から5年間の第2期、平成28年（2016 年）4月から3年間の第3期、平成 31 年（2019 年）4月から3年間の第4期、令和4年（2022 年）4月から3年間の第5期の全て、同法人が指定管理者となり運営してきました。

第5期指定管理期間の満了に伴い、市において指定管理者の公募を実施したところ、1団体から応募があり、鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、適格性を審査することとし、提案書類に基づき審査とヒアリングを実施しました。

このたび、選定委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告します。

2. 応募団体（1団体）

（1）特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議（以下「受付番号1」という。）

3. 選定委員会委員

※◎…委員長 ○…副委員長

委員氏名	委員資格要件	職業又は所属団体
土屋 真美子 ◎	学識経験を有する者	日本女子大学 桜楓会 認定NPO法人 まちぽっと
石井 武俊	鎌倉市市民活動センターの利用者	特定非営利活動法人鎌倉ガイド協会 会長
手塚 明美	公共的団体の代表者	一般社団法人ソーシャルコーディネートか ながわ理事長
田中 良一 ○	公共的団体の代表者	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会 常務理事
福澤 陽子	財務関係に関し知識経験を有する者	東京地方税理士会鎌倉支部 税理士

4. 選定の経過

第1回鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会 令和6年(2024年)5月7日(火)

- ア 委嘱状の交付、委員自己紹介
- イ 鎌倉市市民活動センターの現地視察及び大船市市民活動センターの概要説明
- ウ 委員長及び副委員長の選任
- エ 募集要項・仕様書案の内容検討
- オ 選定要領(評価点等)案の検討
- カ 第2回委員会の開催についてのご案内

第2回鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会 令和6年(2024年)7月1日(火)

- ア 募集要項・仕様書の確定
- イ 選定要領(評価点等)の確定
- ウ 選定委員会以外のスケジュールについて
- エ その他

第3回鎌倉市市民活動センター指定管理者選定委員会 令和6年(2024年)10月10日(木)

- ア 指定管理応募者から、事業計画の説明
- イ 質疑応答
- ウ 指定管理候補者の選定

5. 鎌倉市市民活動センターの指定管理者候補者の選定について

鎌倉市市民活動センター第6期指定管理者選定要領に基づき、選定委員会における選定方法は次のとおりとしました。(以下、鎌倉市市民活動センター第6期指定管理者選定要領から抜粋)

(1) 団体によるプレゼンテーションと質疑

団体が提出された申請書類についての説明を行い、その後選定委員が質疑を行う。

(2) 委員による評価

(1)の内容について、「3選定基準と評価点」に記載する項目のとおり委員が評価点をつける。

事務局審査において不可の項目がなく、かつ委員審査の採点結果の合計点(各委員の採点を全委員で合計した点数)が最低基準点(総配点の100分の50)を超える評価点をつけたうえで、0点の項目が各委員から1つもないことを条件とし、全委員の評価点の合計が第1位になった応募者を指定管理者候補者として選定する。

評価が同点の場合は、多数の評価者が上位と評価した法人等を上位とする。それによっても決しがたいときは、各評価項目のうち高得点を得た項目が多い法人等を上位とする。

選定基準と評価点選定基準と評価点は【別紙1】のとおりとする。

6. 提案書類及び提案説明の審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、受付番号1を次期指定管理者候補者として決定しました。

(1) 審査得点

審査を実施した団体は、「鎌倉市市民活動センター第6期指定管理者選定要領」に定める基準点を超える評価点を得て、かつ不可の項目が1つもないものでした。評価点の合計及び内訳は、次のとおりです。

	配点合計	評価点合計	順位
受付番号1	1350	952	1

<受付番号1 内訳>

【別紙2】のとおり。

(2) 選定講評

選定委員会としては、今回の審査結果を次のとおり、講評します。

受付番号1については、過去の運営実績から安定的な運営が見込まれ、人材面に問題は見当たらず、大船センターの無人化についてもセキュリティ等の対策がなされていることが評価できます。財務面については、資料作成に当たり、注意・改善した方が良い点は見受けられたものの、選定に影響する大きな問題ではないと判断しました。

また、メンバー間で新たな知恵・アイデアを散りばめ、組織で対応していこうとする姿勢は、今後の取組に期待がもてます。

一方で、いくつかの課題点も見られました。市民活動のコーディネート業務において、組織で対応していこうとする点は評価できるものの、コーディネーター間のコミュニケーションを中心とした運営体制については、具体性について課題が残ります。また、新たな取り組みとして、利用者への積極的かつ効果的な周知が重要です。

その他、指定管理者として利用者の安全安心を確保するために、危機管理を重く受け止め、防災訓練を実施してほしいと考えます。

以上の審査を経て、選考委員会では、指定管理者候補者として、受付番号1を選定しました。しかし、指定管理期間中における指定管理者としての取り組みに際しては、次の点に留意して下さい。

- 1 「市民活動コーディネーター」業務について、適切に実績を積み重ねるべく、市民活動コーディネーター及び補佐の業務記録を定期的に事務局へ報告すること。
(報告の内容、頻度等については事務局と協議して決定すること)
- 2 「市民活動コーディネーター」については、令和7年度から新たに開始する制度であることから、市民活動コーディネーター自身を中心として、利用者に対して積極的かつ効果的な周知を行うこと。また、協働の取組に対して質の高い取組となることを目指し、団体や市の担当課に対して積極的な情報収集を行うこと。
- 3 指定管理者として利用者の安全安心を確保するために、危機管理を重く受け止め、災害時に適切な対応ができるよう、防災訓練を実施すること。

今回の審査結果を踏まえ、同法人が提案以上の成果を導き出し、鎌倉の市民活動支援をより充実したものにすることを期待します。